

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 教育政策課	
契約締結年月日	令和6年4月1日	
業 務 名	尾張旭市学習支援事業（地域未来塾 東部地区）	
業 務 の 概 要	学習支援事業（地域未来塾 東部地区）の実施	
契約金額（税込）	3,596,340円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	一般社団法人あいち子ども包括支援協会	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	当該法人は、令和2年度に実施した、尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）公募型プロポーザル審査にて選定された者であり、令和2年7月から学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領の規定に適合する学習支援を、市より委託を受け運営し、蓄積されたノウハウを持っているため、一者による随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会教育政策課です。